

三原市公式マスコットキャラクター「やっさだるマン」イラスト等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市公式マスコットキャラクター「やっさだるマン」のイラスト及び写真（以下「イラスト等」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の申請)

第2条 イラスト等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、三原市公式マスコットキャラクター「やっさだるマン」イラストデザイン等使用申請フォームにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 三原市が業務（三原市が共催、後援等をする場合も含む。）のために使用する時。
- (2) 新聞、テレビ等の報道機関が報道のために使用する時。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用承認の基準)

第3条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、イラスト等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 三原市のPRという趣旨に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (5) 第6条に規定するイラスト等の使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用するおそれがあるとき。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用されるおそれがあるとき。
- (9) その他市長が不相当と認めるとき。

(使用承認期間)

第4条 イラスト等の使用承認の期間は、前条第1項の規定による使用承認を受けた日から1年間とする。ただし、イラスト等を使用し作成したデザイン等（以下「デザイン等」という。）の使用期間が限定されている場合は、当該使用期間を短縮することができる。

2 イラスト等の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項の期間（以下「使用期間」という。）が満了した後においても引き続きデザイン等を使用しようとするときは、改めて第2条に規定する申請を行い、使用承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用者は、デザイン等を使用した物品等（以下「使用品等」という。）を作成した場合において、使用品等が使用期間を超えてなお残存するときは、当該使用承認内容を変更しない限り、使用期間が満了した後においても、在庫整理の期間としてデザイン等を使用することができる。

(使用承認後の手続)

第5条 使用者は、使用品等の見本を市長に提出するものとする。ただし、物品の性質上の理由などで、見本を提出することが困難な場合は、この限りでない。

(イラスト等の使用方法)

第6条 使用者は、イラスト等の使用について、市長が別に定める三原市公式マスコットキャラクターやっさだるマンデザイン使用マニュアルを遵守しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(イラスト等の使用料)

第7条 イラスト等の使用料は、無料とする。

(申請内容の変更)

第8条 使用者は、使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更後のイラスト等の使用の承認を受けなければならない。

(使用の停止等)

第9条 市長は、イラスト等の使用が承認内容に違反していると認めるときは、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消した者に対し、その承認に係る使用品等の使用の停止、回収等（以下「使用停止等」という。）を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 市長は、承認を得ずにイラスト等を使用している者に対し、その使用品等の使用停止等を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 市長は、使用停止等に要する回収等に伴い生じた費用等について一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性)

第10条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標又は意匠とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与するものではない。

(使用実績の報告)

第11条 市長は、使用者に対し、イラスト等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第12条 市長は、イラスト等の使用について損失が発生したときの補償等について一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。